

島根県建設工事総合評価方式実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管の建設工事の請負契約について総合評価方式を執行するにあたり、必要な事項を定める。

総合評価方式の執行にあたっては、島根県会計規則(以下「会計規則」という。)、島根県建設工事等入札執行要領(以下「入札執行要領」という。)、島根県建設工事等電子入札執行要領(以下「電子入札執行要領」という。)、島根県建設工事郵便入札執行要領(以下「郵便入札執行要領」という。)、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領(以下「低入札調査要領」という。)、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において総合評価方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、技術提案や同種工事の経験や工事成績など価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(総合評価方式の適用区分)

第3条 総合評価は当該工事の技術的工夫の余地の大小、社会的要請への対応、将来の維持管理、工事に伴う補償費等を考慮して次の各号のうちから適した方式を選択する。

- (1) 高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、特別簡易型総合評価方式(以下「特別簡易型」という。)とする。
- (2) 普通程度の技術的な工夫の余地があり、施工上の一般的な技術提案を求めるべき工事においては、標準型総合評価方式(以下「標準型」という。)とする。また、標準型と併用し、工事の品質確保に係る要求要件の確実な実現を求めるべき工事においては、施工体制確認型総合評価方式(以下「施工体制確認型」という)とする。
- (3) 技術的な工夫の余地が大きく、高度な技術や優れた工夫を含む技術提案を求めるべき工事においては、高度技術提案型総合評価方式(以下「高度型」という。)とする。

(落札者決定基準等)

第4条 落札者決定基準には、総合評価の項目、各項目の得点配分、評価の方法、落札者の決定方法を次のとおり定める。

(1) 評価の項目

発注者が示す技術課題、企業実績、技術者資格・能力、地域貢献度、地理的条件等から工事の目的、内容により必要となる技術的要件に応じて設定する。

(2) 得点配分

各評価項目の重要度等に応じて定めるものとする。

(3) 総合評価の方法

前号の各項目得点合計(加算点という。)に標準点(100点)を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

技術評価点＝標準点(100点)＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

ただし、次の条件を満たしていない場合は標準点(100点)を与えない。

標準型・高度型では第20条の技術提案が発注者の示す施工方法等の標準的な仕様(以下「標準案」という)を満たしていること。

(4) 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 低入札調査要領において失格等でないこと。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 総合評価方式を実施するに当たっては、次の号に掲げる事項について、あらかじめ学識経験者2名以上から意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項
- 2 前項の決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに意見を聴かなければならない。
- 3 学識経験者から意見を聴くための総合評価審査委員会の設置については別途定める。

(競争参加資格委員会及び技術審査会)

第6条 競争参加資格、落札者決定基準等、総合評価に必要な事項や評価値の決定及び落札者の選定を行うため、競争参加資格委員会を置くものとし、別表-1に掲げる各職の委員をもって組織するものとする。なお、競争参加資格委員会の決定権者については島根県事務決裁規則(昭和45年12月22日島根県規則第74号)を準用する。

- 2 委員会の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ開催することはできない。
 - (2) 委員会の会議は、公開しない。
 - (3) 委員会の委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。
- 3 競争参加資格、落札者決定基準等総合評価に必要な調査及び事前審査を行うため、技術審査会を置くものとし、別表-2に掲げる各職の委員をもって組織するものとする。
- 4 必要に応じて、各課及び地方機関の技術審査会には工事を執行する地方機関の長等を加えることができる。

第2章 入札の公告および提出資料等

(入札の公告)

第7条 総合評価方式で発注しようとする場合は、会計規則第60条に基づき、当該工事を執行する本庁又は地方機関(隠岐支庁にあっては県土整備局及び農林水産局)(以下「入札執行機関」という。)において、入札情報サービス(PPI)により公告するものとする。

- (1) 総合評価方式の適用工事である旨
 - (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等
 - (3) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等必要事項
 - (4) 資料作成説明会の有無
 - (5) ペナルティ
 - (6) その他必要事項
- 2 入札公告とは別に入札説明書を作成した場合も、公告するものとする。

(競争参加の資格)

第8条 会計規則第60条第2号の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」として次の条件をすべて満たす者であることを公告するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号)第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該工事と同種の工事の施工実績があること。
- (4) 当該工事に配置を予定する現場代理人、監理技術者又は主任技術者等が適正であること。
- (5) 公告の日から入札書の開札日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 当該工事の公告の日の属する年度の前年度に完成した県発注工事の施工実績がある場合は、工事成績の平均点が70点未満でないこと。なお、前年度の施工実績はないが、前々年度に完成した県

- 発注工事の施工実績がある場合は、工事成績の平均点が70点未満でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に別に定める資本関係又は人的関係がないこと。
- 2 前項第2号から第4号まで及び第6号の条件は、当該工事の状況に応じ、公告において、できるだけ具体的に明示するものとする。

(資格の決定)

第9条 前条に規定する資格は、競争参加資格委員会の議を経て決定するものとする。

(共同企業体の取扱い)

- 第10条 特別共同企業体を参加させる場合は、競争参加資格委員会の議を経て決定するものとする。
- 2 前項の場合においては、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成7年島根県告示第333号。以下「共同企業体要綱」という。)の規定を準用するものとする。
- 3 特別共同企業体を参加させる場合には、その旨及び構成員の数、組合せ、技術的要件、出資比率要件、代表者要件その他必要と認められる事項を公告において明示するものとする。

(競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出)

- 第11条 入札参加希望者は公告で指定する期限までに競争参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という)及び技術資料を電子調達システムにより提出しなければならない。ただし、特別共同企業体を結成して参加する場合は、参加希望特別共同企業体の代表者が提出者となるものとする。
- 2 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等は返却しない。
- 3 提出された資料等は提出者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用してはならない。
- 4 期限までに確認申請書及び技術資料を提出しない者、または競争参加資格がないと認められた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- 5 資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 6 確認申請書及び技術資料の受付期間及び問合せ先、第1項から第5項までの旨その他必要と認められる事項は公告において明示するものとする。

(資料の内容)

第12条 資料の内容は次の第1号から第3号とする。

(1) 施工実績

同種の工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、経歴、同種の工事の経験等

(3) 業態調書

資本関係等のある会社の状況

- 2 前項第1号及び第2号の資料には、記載内容を証明する契約書の写し等を添付するものとする。
- 3 前2項の旨は公告において明示するものとする。

(設計図書等の閲覧)

- 第13条 設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始するものとする。
- 2 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所は、公告において明示するものとする。

(質問等)

- 第14条 設計図書等に対する質問は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から、入札執行日の5日(島根県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。))を含まない。)前までに電子調達システムにより行うものとする。
- 2 前項の質問に対する回答は、随時速やかに電子調達システムにより行うものとする。
- 3 前2項の旨並びに質問書の受付期間等は公告において明示するものとする。

(資料作成説明会)

第15条 当該工事において、資料作成説明会(以下「説明会」という。)が必要な場合は、競争参加資格委員会の議を経て実施することができるものとする。

2 説明会を実施する場合には、次に掲げる事項を公告において明示するものとする。

(1)説明会の実施日時及び場所

(2)説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先

(3)その他必要と認められる事項

3 説明会の実施日は、原則、資料の提出期限の10日(休日を含まない。)前までとするものとする。

第3章 標準型・施工体制確認型及び高度型の競争参加資格・技術提案の審査等

(競争参加資格の確認)

第16条 競争参加資格の有無については、競争参加資格委員会の議を経て確認するものとする。

2 前項の確認は、確認申請書及び技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、原則として、提出期限の日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を競争参加資格確認通知書により通知するものとする。

ただし、特別共同企業体の場合においては、確認通知書が特別共同企業体入札参加資格審査通知書を兼ねるものとする。

3 前2項の旨は公告において明示するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、請負対象額が2億円未満の場合にあつては、地方機関の長が資格を確認し通知する。ただし、資格がないと認められた者については、地方機関競争参加資格委員会の議を経てその結果を通知する。

5 競争参加資格がないと認められた者については、その理由及び所定の期限内に当該理由について説明を求めることができる旨を確認通知書に付記するものとする。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第17条 競争参加資格がないと認められた者は、原則として、前条第2項の通知をした日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、書面により競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができるものとする。

2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、競争参加資格委員会の議を経て書面により回答するものとする。

(現場説明会)

第18条 必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う日時及び場所等を公告において明示するものとする。

3 現場説明会を行う日は、競争参加資格がないと認めた者に対する前条の規定による理由の説明手続きが終了した以降とし、原則として、入札執行日の7日(休日を含まない。)前までとするものとする。

(技術提案等)

第19条 入札参加希望者は、発注者が示す課題について、発注者が示す標準案を上回る方法で施工する意志がある場合は、その内容を示した技術提案を提出する。

2 前項の技術提案が採用されなかった場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合はその旨もあわせて記載する。

3 技術提案をせず標準案により施工しようとする場合は、その旨を記載する。ただし、技術提案がない場合には減点することができる。

4 前年度に完成した低入札工事で、工事成績が良好でない工事がある場合には、その工事成績評定点に応じて、工事成績による加算点から減点することができる。

(技術資料の審査)

第20条 技術提案を含む技術資料の審査は、技術審査会で作成した案について、競争参加資格委員会において行う。

- 2 技術提案の加算点を与えるのは履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る。
- 3 技術提案の採否、加算評価の有無及び履行義務の有無について、提出者に通知する。なお、その技術提案を「評価しない」もしくは「採用しない」とした場合は、その理由も記載する。
- 4 前項で履行義務有と通知した提案項目は、実際の施工において実施の義務を有する。

(技術提案の不採用理由の説明要求)

第21条 前条第3項の不採用の通知を受けた者は、所定の期限までに書面により、不採用理由の説明を求めることができる。

- 2 前項の説明要求に対する回答は、競争参加資格委員会の議を経て書面により行う。

(資料のヒアリング)

第22条 当該工事において、資料のヒアリングが必要な場合は、競争参加資格委員会の議を経て実施することができるものとする。

- 2 ヒアリングを実施する場合には、ヒアリングの実施日時及び場所等を公告において明示するものとする。

(技術提案の改善)

第23条 技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合は、提案者に当該技術提案の改善を求めることができる。

- 2 技術提案の改善に係る過程については、契約後すみやかにその概要を公表する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第24条 新技術あるいは特殊な施工方法等の高度な技術または優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、費用が適切であるかを審査し、最も優れた技術提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。

- 2 前項の予定価格を作成することができるのは、高度型に限る。

(技術提案の保護)

第25条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

- 2 技術提案自体が提案者の知的財産であるため、提案内容が他者に知られることのないようにしなければならない。また、提案者の了承なく提案内容の一部のみを採用してはならない。

第4章 特別簡易型の競争参加資格・技術資料の審査等

(競争参加資格の確認)

第26条 競争参加資格の有無については、評価案を決定する時点で評価値の高い順に確認するものとし、競争参加資格がないと認められた者については、競争参加資格委員会の議を経て競争資格審査結果通知書により通知するものとする。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第27条 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明については、第17条を準用するものとする。

(技術資料の審査)

第28条 技術資料の審査は、技術審査会で作成した案について、競争参加資格委員会において行う。

- 2 前年度に完成した低入札工事で、工事成績が良好でない工事がある場合には、その工事成績評定

に応じて、工事成績による加算点から減点することができる。

第5章 入札の執行及び入札結果等の閲覧、ペナルティ等

(入札の執行)

第29条 入札後、各入札者の入札価格を読み上げ「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了する。

- (1) 予定価格の範囲内の者で総合評価を実施し、評価値の最も高い者について、落札者を決定する。ただし、低入札調査要領において失格とならないこと。
- (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。ただし、落札者とならなかった者への通知は入札結果等の公表をもってこれに代えることができる。

(入札の辞退)

第30条 競争参加資格者の入札辞退は、電子調達システムによる入札の締め切りに至るまでは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。

- 2 入札辞退者は電子調達システムにより手続きを行うと共に、その理由を明記した入札辞退届を入札執行者に開札時まで直接持参等するものとする。
- 3 前項による理由が不適切であれば、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

(入札保証金及び契約保証金)

第31条 入札保証金及び契約保証金は、会計規則の定めるところによるものとし、この旨は公告において明示するものとする。

(入札の無効)

第32条 次の入札は無効とするものとする。

- (1) 技術資料を提出期限までに提出しなかった者のした入札
 - (2) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
 - (4) 現場説明会及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札
 - (5) 競争参加資格のあることを確認された者であっても、確認申請書及び技術資料の提出期限の日の翌日から落札決定までに指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
 - (6) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札
- 2 前項の旨は公告において明示するものとする。

(落札者の決定通知)

第33条 本庁で入札した場合は、当該工事を執行する地方機関等に対し、落札者を書面により通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第34条 総合評価に付した工事については、島根県建設工事入札結果等閲覧規程(昭和57年島根県告示第648号)の定めるところによるほか、次のとおり入札結果等に関する書類を閲覧により公表するものとする。

- (1) 申請書を提出した業者名を記載した書類
 - (2) 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記載した書類
 - (3) 入札者名、入札の経緯(総合評価を適用した理由、技術資料の各項目評価結果及び評価値を含む)及び最終入札結果を記載した書類
- ただし、技術提案の内容については公表しない。

なお、入札者は、原則として、本条の公表をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により自身の評価内容に限り説明を求めることができる。

説明を求めた者に対しては、説明要求期限の翌日から7日以内(休日を含まない。)に書面で回答

する。

(ペナルティ)

第35条 発注者が履行義務有とした提案項目が受注者の責により履行できなかった場合は、補修請求、請負金額の減額、工事成績評定点の減点等を必要に応じて行う。

なお、工事成績評定点の減点は加算点の最高点(配分点)で行う。

また、技術提案を除く評価項目に係る技術資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合にも、通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。

2 ペナルティの内容については、技術審査会の検討及び競争参加資格委員会の議を経て決定し、入札公告等及び契約書の中に明記する。

第6章 その他

(その他)

第36条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第8条第1項第6号なお書きは、前々年度に完成した県発注工事が平成25年度以前の工事の場合には、平成28年3月31日までの間、「70点」とあるのは「65点」と読み替えて適用する。
- 9 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 12 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 14 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 15 この要領は、令和2年 11 月 1 日から施行する。
- 16 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

<別表-1>

◇総務部

競争参加資格委員会	委 員
総務部	部長、次長、総務課長、管財課長、営繕課長、提案事業の担当課長・管理監及び室長
総務部各課	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー等

◇防災部

競争参加資格委員会	委 員
防災部	部長、次長、消防総務課長、防災危機管理課長、原子力安全対策課長、提案事業の担当室長
防災部各課	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー等

◇農林水産部

競争参加資格委員会	委 員
農林水産部	部長、技監、次長、参事、農林水産総務課長、提案事業の担当課長及び室長
農林水産部各課	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー等
農林水産部地方機関	局長、所長、総務企画部長、水産部長、調整監（調査計画スタッフ）、課長（原則として提案事業の担当課長及び契約担当課長）、企画幹（原則として提案事業担当）、出張所長（原則として提案事業担当）

※農林水産部地方機関には、隠岐支庁農林水産局を含む。

◇土木部

競争参加資格委員会	委 員								
土木部	部長、技監、次長、参事、土木総務課長、建設産業対策室長、技術管理課長、統括技術専門監、提案事業の担当課長・管理監及び室長								
土木部各課	課長、管理監、室長、統括技術専門監、調整監、上席技術専門監、技術専門監、提案事業の担当グループリーダー（その他のグループリーダー、企画幹を加えることができる。）								
土木部地方機関	局長、所長、管理監、部長、事業所長（事業所管内の案件審査に限る。）、統括調整監、上席調整監、調整監、技術専門監、課長（原則として提案事業の担当課長及び契約担当課長）、企画幹（企画調整スタッフ、提案工事担当）とする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>隠岐支庁県土整備局 県土整備事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業所</td> <td>事業所長、上席調整監、調整監、課長、企画幹</td> </tr> <tr> <td>隠岐支庁県土整備局 島前事業部</td> <td>事業部長、課長</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	隠岐支庁県土整備局 県土整備事務所		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業所</td> <td>事業所長、上席調整監、調整監、課長、企画幹</td> </tr> <tr> <td>隠岐支庁県土整備局 島前事業部</td> <td>事業部長、課長</td> </tr> </table>	各事業所	事業所長、上席調整監、調整監、課長、企画幹	隠岐支庁県土整備局 島前事業部	事業部長、課長		
隠岐支庁県土整備局 県土整備事務所									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業所</td> <td>事業所長、上席調整監、調整監、課長、企画幹</td> </tr> <tr> <td>隠岐支庁県土整備局 島前事業部</td> <td>事業部長、課長</td> </tr> </table>	各事業所	事業所長、上席調整監、調整監、課長、企画幹	隠岐支庁県土整備局 島前事業部	事業部長、課長					
各事業所	事業所長、上席調整監、調整監、課長、企画幹								
隠岐支庁県土整備局 島前事業部	事業部長、課長								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>浜田河川総合開発事務所</td> <td>所長、部長、統括調整監、調整監、技術専門監、企画幹（企画調整スタッフ）、課長等（原則として提案事業の担当課長及び契約担当課長とする。ただし、部長を置かない地</td> </tr> <tr> <td>出雲空港管理事務所</td> <td></td> </tr> </table>	浜田河川総合開発事務所	所長、部長、統括調整監、調整監、技術専門監、企画幹（企画調整スタッフ）、課長等（原則として提案事業の担当課長及び契約担当課長とする。ただし、部長を置かない地	出雲空港管理事務所						
浜田河川総合開発事務所	所長、部長、統括調整監、調整監、技術専門監、企画幹（企画調整スタッフ）、課長等（原則として提案事業の担当課長及び契約担当課長とする。ただし、部長を置かない地								
出雲空港管理事務所									

宍道湖流域下水道事務所 浜田港湾振興センター	方機関については他の課長を加えることができる。）
---------------------------	--------------------------

<別表-2>

◇総務部

技術審査会	委 員
総務部	技術管理課長、統括技術専門監、調整監（技術管理課に属する者）、担当技術専門監（上席技術専門監を含む）、提案事業の担当課長（室長）、上席調整監、調整監及び提案事業の担当グループリーダー
総務部各課	営繕課に属する担当技術専門監（上席技術専門監を含む。）、提案事業の担当課長（室長）、上席調整監、調整監及び提案事業の担当グループリーダー

◇防災部

技術審査会	委 員
防災部	技術管理課長、統括技術専門監、調整監（技術管理課に属する者）、担当技術専門監（上席技術専門監を含む）、提案事業の担当課長（室長）及び調整監、提案事業の担当グループリーダー

◇農林水産部

技術審査会	委 員
農林水産部	技術管理課長、統括技術専門監、調整監（技術管理課に属する者）、担当技術専門監（上席技術専門監を含む）、提案事業の担当課長及び室長、提案事業の担当グループリーダー
農林水産部地方機関	担当部長、調整監（調査計画スタッフ）、提案事業の担当課長、企画幹等

※農林水産部地方機関には、隠岐支庁農林水産局を含む。

◇土木部

技術審査会	委 員
土木部各課	技術管理課長、統括技術専門監、調整監（技術管理課に属する者）、担当技術専門監（上席技術専門監を含む）、提案事業の担当課長及び室長、提案事業の担当グループリーダー
土木部地方機関	
隠岐支庁県土整備局 県土整備事務所	担当部長、事業所長（事務所長決裁である事業所発注工事に限る。隠岐支庁県土整備局島前事業部長を含む。）、統括調整監、技術専門監、調整監、企画幹（企画調整スタッフ）、提案事業の担当課長
各事業所	統括調整監、上席調整監、調整監、技術専門監、提案事業の担当課長、企画幹（企画調整スタッフ、提案工事担当）
浜田河川総合開発事務所 出雲空港管理事務所	部長、統括調整監、調整監、技術専門監、企画幹（企画調整スタッフ）、提案事業の担当課長

	宍道湖流域下水道事務所 浜田港湾振興センター	
--	---------------------------	--

注) 必要に応じて、各課の技術審査会には工事を執行する地方機関の長等を加えることができる。